



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT
www.aplawjapan.com

2022年2月17日

No.VNM_033

ベトナム進出に際しての法務解説 — 製造業での法人設立・許認可取得を題材に解説

執筆者：弁護士 [上東 亘](#) / ベトナム社会主義共和国弁護士 [ダン・ミン・チャウ](#) /

弁護士 [藤川 由美子](#) /

目次

1. はじめに
2. 法人設立フローの概要
3. IRC 及び ERC の取得について
4. オペレーションライセンス等の取得について
5. 事業実施に際して関連するその他の規制
6. 最後に

1. はじめに

米中貿易摩擦もあり、製造業を中心に中国からベトナムにシフトする動きが出ていました。そして、新型コロナウイルス感染症感染拡大後においても、ベトナムは引き続き日系企業の有望な投資先の一つになっています。

ベトナムに対する進出、及び事業展開に際しては、ライセンスの取得が非常に重要となります。しかし、投資登録証明書（Investment Registration Certificate、以下、「IRC」。）において従事する事業の厳密な登録や、資金の借入枠の設定が求められるなど、日本の法人設立実務とは大きく異なる点もあり、戸惑われることも多いでしょう。

本稿では、ベトナム進出時、進出後において把握しておくべき法務上の留意点について、製造業での進出を題材として、ポイントを絞って解説します。

2. 法人設立フローの概要

ベトナムで法人を設立して事業を開始するに際しては、前提として、目的とする事業の実施が可能かどうかの調査（いわゆるフィージビリティスタディ）を初期に実施することが望ましいでしょう。対象となる事業分野が外資規制の対象で独資での進出が認められていないといった可能性もあります。

製造業での進出の場合、典型的には、工業団地への進出が念頭に置かれるところ、工業団地ごと独自の規制が敷かれている可能性もあるため、工業団地の選定が重要になるでしょう。また、製品の輸出を念頭に置いている場合には、輸出入関税、付加価値税（Value Added Tax）の免税措置が受けられる輸出加工企業（Export Processing Enterprises）として進出するか否かについても要検討です。

外国投資家がベトナム現地法人¹を設立するに当たっては、IRC 及び企業登録証明書（Enterprise Registration Certificate、以下、「ERC」。）を取得することになります。IRC は、投資法に従い「投資プロジェクト」に対して発行されるもので、日本法上は相当する制度がないのに対して、ERC は企業法に従い発行される、日本でいうところの法人登記の性質を有するものです。

IRC 及び ERC の取得をもって法人設立手続きは完了となりますが、具体的な事業実施に際しては、事業分野に応じて業法上のオペレーションライセンスや、その他関連許認可の取得や届出が必要となる場合があります（後述「4 オペレーションライセンス等の取得について」参照）。

なお、IRC は外国投資家などの事業実施に際して要求されるものであり、ローカル企業は有していないのが原則です。また、M&A によるローカル企業の取得は、IRC 発行が不要な場合に該当します。

[法人設立から事業実施までの流れ]



3. IRC及びERCの取得について

(1) IRC 取得について

1) IRC の内容

IRC の主な内容は、1) 投資プロジェクト番号、2) 名称及び住所等投資家に関する情報、3) 投資プロジェクトの名称、所在地、目的、規模、投資資本、期間、実施進捗、4) 投資優遇措置、5) 投資家に対する各種条件です。³

2) IRC の申請

IRC の申請先は、一般的に、省レベル計画投資局（Department of Planning and Investment、以下、「DPI」。）になりますが、製造業の場合、工業団地等の内に法人が設立されることが多く、その場合には工業団地等の管理委員会が申請先となります。申請書受領から発行までの法定の期間は、15 日とされています。ただし、申請後において、当局から追加での書面要求などのため実際には法定期間を超過する場合があります。

¹ 法人に関する正確な用語法について、投資法上では「経済組織」、企業法上では「企業」とされています。

² 後記 3 のとおり、オペレーションライセンス取得が必要な条件付投資分野があります。代表的なものは、小売業における経営許可、小売店設置許可や、人材紹介事業における人材サービス運営許可です。

³ 4) 及び 5) は該当する場合のみです。

加えて、日本側で用意する書類についても、意思決定プロセスを含む作成そのものに一定の時間を要するほか、公証役場での公証、ベトナム大使館又は領事館での認証を要する書面もあるため、余裕を持ってスケジュールを立てるべきです。

3) 事業目的の特定

日本では、登記簿上の事業目的については包括的な記載をすることも認められていますが、ベトナムでは IRC を申請する段階において、実施を予定する事業目的を、ベトナム標準産業分類 (VSIC)、国連中央生産分類 (CPC) という産業コードを特定して登録することがあります。⁴法人設立後において、未登録の新規事業に着手する場合、事業目的の追加が必要となります。

事業目的によっては、外国投資家の投資が禁止されている分野、又は条件付投資分野や、国内・外からの投資を問わずに、有資格者の雇用が義務付けられる分野などもあるため、事前の確認が重要です。

製造業の場合、例えば、VSIC 2220 のプラスチック製品の加工、VSIC2610 の電子部品製造、又は VSIC 2930 の自動車部品製造といった事業目的の登録が想定されます。

4) 資本金

ベトナムにおける「資本金」は、日本における「資本金」とは概念が少々異なるため留意が必要です。具体的には、日本でいう資本金に相当する「定款資本金」と、中長期借入限度額を合計した金額が「総投資額」として登録されることとなります。この「総投資額」を指して「資本金」と言っていることもあるため、混同しないよう注意が必要です。

保険事業、銀行事業、及び証券事業を含む金融サービス事業など最低資本金に関する条件がある分野を除き、一般に、最低資本金は法定されておらず、投資家が自由に設定することが認められていますが、実際当局からは、プロジェクト規模に見合った資本金額を求められることがあります。⁵

製造業の場合においても、親会社からの借り入れの可能性なども踏まえつつ、事業規模に見合った金額を設定するのが相当といえるでしょう。

(2) ERC 取得について

ERC の主な内容は、1) 企業名称及び法人番号、2) 本店所在地、3) 法的代表者の氏名、住所などの情報、4) 定款資本金です。

ERC の申請先は、DPI の事業登録部門などです。申請書受領から発行までの法定期間は 3 営業日とされています。

4. オペレーションライセンス等の取得について

法人設立が完了すると、条件付投資分野に該当する場合、実際の事業運営を開始する前に、必要に応じてオペレーションライセンスを取得します。代表的なところでは、小売業における経営許可、小売店設置許可や、人材紹介事業における人材サービス運営許可⁶などがそれに当たります。製造業は条件付投資分野ではなく、必要なオペレーションライセンスとして法令に規定されているものではありません。この他にも、適法に事業を運営するためにサブライセンスが必要になることもあります。ベトナムで一般的な製造業での事業実施時に求められることが見込まれるサブライセンスのうち、主要なものは以下のとおりです。

⁴ 投資法の施行細則である通達第 03/2021/TT-BKHDT 号の附属文書によれば、外国投資家による条件付投資分野への出資があるときのみ、申請書や IRC に CPC を記載する必要があると規定されています。

⁵ なお、2020 年投資法 (61/2020/QH14) では、2021 年 1 月 1 日以降、不動産事業の法定資本規制 (200 億ドン以上) が廃止されました。

⁶ 英語では「Employment Service Operation License」と訳されています。

| サブライセンス | 概要 |
|------------------------------------|---|
| 環境影響評価報告書又は環境保護計画書に対する承認決定に対する承認決定 | 製造能力に応じて、環境保護を目的とした各種手続きが要求される場合があります。 |
| 有害廃棄物に関する登録 | 事業活動の過程で有害廃棄物が発生する場合、天然資源環境局への登録が必要です。 |
| 排水許可 | 技術基準を満たした排水設備などを設置の上、排水の質に関する承認の取得が必要となる場合があります。 |
| 消防に関する設計と設計図の審査承認 | 消防、警察当局からの取得が義務付けられます。 |
| 建設許可 | 工場を建設する場合、必要となります。 |
| 製品の適合証明書 | 製品をベトナム国内で流通させる場合、基準の適合性について公表する必要があります。 |
| その他のライセンス | 自由販売登録証明書（製薬事業）や、食品安全適格証明書又は製造管理及び品質管理に関する基準証明書（サプリメント食品の製造事業）など、製造される製品によっては分野ごとのライセンス取得が必要になる場合があります。 |

上記のほか、工場内に食堂が設置されるような場合、食品安全証明書が必要となります。食堂運営を外部のケータリング業者に委託するような場合においても、委託先に対して食品安全証明書の提示を求めるといった措置を取ることが望ましいといえるでしょう。

5. 事業実施に際して関連するその他の規制

ベトナムにおいては、土地の私的所有権が否定されており、多くの企業は工業団地のデベロッパーから土地のサブリース（工業団地のデベロッパー自体、国から土地の使用権をリースしているため、サブリースとなります）を受け、そこに自社工場を建設し製造を行っています。工業団地のデベロッパーからのサブリースに際しては、土地使用権、土地に定着する住宅その他の財産の所有権の証明書（Certificate of Land Use Right, Ownership of Housing and Other Properties Attached to Land）の取得が必要になります。既存工場の譲受により進出する場合、土地の使用権の取り扱いについては、工業団地の管理委員会等からの承認取得などが必要になることが予測され、事前に地方人民委員会や工業団地の管理委員会等の当局との協議を実施しておくべきです。

また、製造業で進出する場合、早い段階から多くの労働者を雇い入れることが想定されるため、労務管理が特に重要になるといえるでしょう。最初の労働者の雇い入れに際しては、管轄の労働傷病兵社会局への労働使用届出などの手続きが必要となります。2021年1月から改正労働法が施行されていますが、最新の情報を入手し、適宜労働契約や就業規則の規定の見直しなどを行っておくことが重要です。

関連して、ベトナムでは個人情報保護について包括的に規定する個人情報保護政令公布の動きがある他、データローカライゼーション要件を規定するサイバー情報保護法は施行細則となる政令の公布待ちのステータスであり、個人情報保護分野の関心も高まっているので労働者等の個人情報管理にも注意が必要です。

6. 最後に

ベトナムでは、不動産や小売など、外資規制が根強く残る分野もありますが、製造業に対しては投資優遇政策を施し外資受け入れにも積極的で、今後も中国などからの移管が進むことが予測されます。進出段階から専門家とも協議の上関連法令を把握することが、スムーズな事業運営につながるでしょう。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム (ハノイ/ホーチミン)

弁護士 [藤川 由美子](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)

Email: yumiko.fujikawa@aplav.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (オブ・カウンセル、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [三浦 康晴](#) (オブ・カウンセル、第二東京弁護士会)

Email: yasuharu.miura@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [ダン・ミン・チャウ](#) (アソシエイト)

Email: minhchau.dang@aplav.jp

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

弁護士 [戸松 夏子](#) (アソシエイト、東京弁護士会)

Email: natsuko.tomatsu@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

アイルランド共和国弁護士(Barrister)* [キーラン・ローズ](#) (アソシエイト)

Email: ciaran.rose@aplav.jp

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所ベトナムプラクティスチームについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: aandsvietnam@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。